

議案第二十二号

中央区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立公園条例の一部を改正する条例

中央区立公園条例（昭和三十三年六月中央区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二四、六〇六円」を「二九、五二七円」に改める。

別表第二中「四、五二五円」を「五、四三〇円」に、「二、二三〇円」を「二、六七六円」に、「三、三五〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、三三五円」を「一、六〇二円」に、「一、三一九円」を「一、五八二円」に、「一、〇一四円」を「一、二一六円」に、「一、五〇五円」を「一、八〇六円」に、「二四、五九八円」を「二九、五一七円」に、「三六、八九六円」を「四四、二七五円」に、「一〇四円」を「一二四円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の中央区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、当該使用料又は占用料に相当する期間中は、なお、従前の例による。

（説明）

区立公園の使用料及び占用料の限度額を改定するため、この条例案を提出します。